

Q 学校給食において、安全面（食物アレルギー等）で配慮すべきことはどんなことでしょうか。

A 学校給食の提供にあたっては、安全・安心の確保に努めることが最優先です。そのためには、食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立って対応するとともに、食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、リスク管理や緊急対応などを行うことが求められます。学校給食における食物アレルギーへの対応については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(H20.3日本学校保健会)」に基づいて行うこととなっています。

平成24年に起きた学校給食によるアナフィラキシーショックの疑いによる死亡事故を受け、「学校給食における食物アレルギー対応指針(H27.3文部科学省)」、「学校におけるアレルギー疾患対応指針(H28.2奈良県教育委員会)」が示され、一層ガイドラインに基づく対応の徹底が求められています。食物アレルギーに対する安全体制づくりのためには、次のことを進めていくことが必要です。

食物アレルギーに対応する校内委員会の設置と組織的な取組

学校給食の食物アレルギーについては、学級担任や養護教員が個人で対応するものではなく、組織で対応しなければなりません。校長を委員長とし、教頭、関係学級担任、養護教員、給食主任、及び学校栄養職員等で、食物アレルギー対応委員会を組織し、上述のガイドラインに基づき、校内における食物アレルギーに関する管理や決定、事故防止策の改善等を行います。

なお、食物アレルギーのない児童生徒も発症しないとは限らず、学校給食で初めて食べた物に反応する事例もあります。学校給食を実施している学校においては、食物アレルギーを有する児童生徒がいなくても委員会を設置する必要があります。

教職員研修の充実

全教職員が食物アレルギーを有する児童生徒を把握し、どのような状況で服薬やエピペン（アドレナリン自己注射薬）の使用が必要かなど、保護者との打ち合わせ内容やエピペンの保管場所などの情報を共有し、また、緊急時に、適切に対応できるよう、実践的な研修を定期的に行う必要があります。

なお、緊急時の対応の仕方についての詳細は、日本学校保健会が作成している「学校におけるアレルギー疾患対応資料」を参照し、研修に役立ててください。

関係機関との連携

アレルギー疾患のある児童生徒に関する情報を把握し、医師の指示に基づく対応が行えるよう「学校生活指導管理表」の提出を保護者に依頼し、主治医、学校医との連携も必要です。また、エピペンを処方されている子どもについては、保護者の同意を得て管轄消防署への情報提供を行うなど関係機関との連携も必要です。

誤食が起き、症状が出たときの緊急対応

初動をスムーズにするためできるだけ多くの教職員を集め、本人への対応、通報、保護者等への連絡、記録、計時、他の児童生徒への対応等に当たります。エピペンの使用については、必要と思われる場合、ためらわず注入する必要があります。症状が重篤である場合の対応についても前述の「学校におけるアレルギー疾患対応資料」及び「食物アレルギー緊急対応マニュアル（奈良県教育委員会）」を参照してください。

「学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）」では、アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができることが目標となっています。特定の食物へのアレルギーを有する子どもに対しては、除去食を提供することになりますが、その扱いは、アレルギー原因食物を提供するかしないかの二者択一を原則としています。過度に複雑な除去については、安全確保最優先の観点から、弁当の持参をお願いすることが適切であるとされています。

県内の市町村教育委員会では「対応指針」や「手引き」、「マニュアル」を独自に作成し、HPに掲載しています。

校種

小学校・中学校・特別支援学校